少子化対策・若者定住関連補助金の比較　フロー図（令和7年度版）

【対象者】①～⑤のいずれかの要件を満たしている世帯または人

①夫婦ともに40歳未満で、令和7年1月1日から令和8年3月末日のまでに新規に婚姻し、同期間内に夫婦ともに竜王町に転入または転入予定があり、5年以上在住の誓約ができる世帯

夫婦世帯の所得合計が500万円以上の世帯

夫婦世帯の所得合計が500万円未満の世帯
※両制度の補助額を比較して、有利な方を選択できます。

②40歳未満（令和7年4月2日現在）で町内に住んでいる人

③40歳未満で令和8年3月末日までに町内に転入する人

④令和7年2月1日～令和8年3月末日までに婚姻届けを提出または提出予定で町内に住んでいる人

⑤18歳未満（令和7年4月2日現在）のこどもを養育中の人で町内に住んでいる人

いずれも、5年以上の在住の誓約ができる人

婚姻日の年齢が夫婦ともに30歳未満

婚姻日の年齢が夫婦ともに40歳未満

【補助対象事業】
ア　住宅の新築・購入、リフォーム
　夫婦が町内に居住するための新築工事費または住宅取得にかかる購入費（土地代は省く）、リフォーム費
イ　家賃
　月額45,000円以上の町内の賃借
ウ　引越費用
　竜王町内への転入に要した引越費用

【補助対象金額】
ア　住宅の新築・購入、リフォーム（補助対象経費の20%以内）
イ　家賃（最大6か月分の50%以内、勤務先等からの住宅手当を除く）
ウ　引越費用（補助対象経費の50%以内）

【補助金額】
　該当項目の補助対象金額の合計額または上限額のいずれか低い方の金額

上限　60万円（国庫2/3）

上限　30万円（国庫2/3）

【補助対象事業】
ア　住宅の新築、リフォーム
　いずれも施工事業者が町内事業者の場合50万円以上の工事、
　町外事業者の場合は100万円以上の工事

イ　家賃
　月額45,000円以上の町内の賃借（ただし、申請時入居から10か月以内の入居者）

【補助対象金額】

ア　住宅の新築、リフォーム（補助対象経費の20%以内）
イ　家賃（最大6か月分の50%以内、勤務先等からの住宅手当を除く）

【補助金額】
　該当項目の補助対象金額または上限額のいずれか低い方の金額

上限は別表に基づく
新築　8万円～80万円、リフォーム　4万円～50万円、
家賃　1年目5万円～20万円、2年目5万円～10万円

結婚新生活支援事業	【事業名】	竜王町若者定住のための住まい補助金
健康推進課　こども家庭支援室　TEL　0748-58-1006	【所管課】	建設計画課　TEL　0748-58-3716